

別記 4 2 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係る運用基準**1 趣旨**

この基準は、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて（平成 25 年 10 月 3 日消防災第 364 号、消防危第 171 号通知）」に基づき、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い及び危険物の臨時的な貯蔵・取扱いの安全対策に係る指導等並びに震災時に安全を確保した上で迅速に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認をするため、仮貯蔵・仮取扱い承認申請に係る手続き等の留意事項及び運用について定める。

2 事業者等への指導等

震災時の被害状況により危険物施設以外の場所（少量危険物貯蔵・取扱所を含む。）での臨時的な指定数量以上の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される事業者及び官公庁等（以下「事業者等」という。）に対し、次により指導し、震災時等の被害状況及び想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態について検討させるとともに、当該臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態に応じて講ずべき安全対策を併せて検討させ、具体的に計画しておくよう求めること。

3 共通事項

共通対策については、次のとおりとする。

(1) 危険物を取り扱う場合は、可能な限り屋外で行うこと。

また、屋内で危険物を取り扱う場合にあっても、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。

(2) 保有空地の確保については、次のとおりとする。

ア 危政令第 16 条第 1 項第 4 号（屋外貯蔵所）の規定の例により保有空地を確保すること。ただし、危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険物及び火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえ空地の幅を 3 分の 1 に減ずることができるが、3m 未満とすることはできない。

指定数量の倍数	空地の幅	減少時	指定数量の倍数	空地の幅	減少時
10 以下	3m 以上	3m 以上	50 超え 200 以下	20m 以上	7m 以上
10 超え 20 以下	6m 以上	3m 以上	200 超え	30m 以上	10m 以上
20 超え 50 以下	10m 以上	4m 以上	危政令第 16 条第 1 項第 4 号の空地		

イ 保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保すること。

(3) 危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場所では、見やすい箇所に標識・掲示板を立て関係者

に注意喚起を行うこと。

- (4) 流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物の貯蔵・取扱いに伴い大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を講ずること。
- (5) 保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。
- (6) 静電気対策については、次のとおりとする。

ア ガソリン等の引火点が 40℃未満の危険物を取り扱う場合には、危険物容器（ドラム本体、詰め替え容器）だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を逃がすこと。

また、静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディングを確保すること。さらに、樹脂（ゴムやビニール）などの絶縁性がある素材の用具は極力使用しないこと。

用語：静電誘導＝導体（金属等）に帯電体を近づけると引き寄せ合う現象

：ボンディング＝フランジ同士を電線または金属板で接続し、フランジ同士の電位差を無くして電荷を逃し、帯電を防ぐ対策です。

イ 危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には必ずアースされている金属等に触れて危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくしておくこと。

さらに、作業場所にビニールシート等を敷く場合は、導電性の確保に留意すること。

ウ 給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑えるとともに、高所から危険物を放出してタンクの壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避け、また充填後しばらく静置すること。

エ 引火点 40℃以上の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。

- (7) 取り扱う危険物に応じた消火設備を設置すること。
- (8) 危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者が立ち入れないための必要な措置を講ずること。
- (9) 危険物取扱者の立会い等については、次のとおりとすること。

ア 危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取り扱うか立ち会うこと。

イ 危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱に関する有資格者等の専門知識を有する者が行うこと。

(10) 余震発生、避難勧告発令時等における二次災害の発生防止の対応についてあらかじめ定めておくこと。

(11) (1) から (10) で示した安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を、当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先・調達手順等についてあらかじめ定めておくこと。

4 危険物の取り扱い形態に着目した特有の対策

3 に示した危険物の仮貯蔵・仮取扱いに際して共通して講ずるべき対策に加え、危険物の取り扱い形態に着目した特有の対策は次のとおりとする。

(1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱いについては、次のとおりとする。

ア 屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。

イ ガソリン等の引火点が 40°C 未満の危険物を、夏場の気温の上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱うことは、当該危険物の温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が高まるため、行わないこと。

ウ ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行うこと。

ただし、屋内で行う場合で壁 2 面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行う場合はこの限りでない。

エ ガソリン等の引火点が 40°C 未満の危険物の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。

オ 燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は限りなく少なくすること。

カ ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになった場合に自動的に停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位置を把握することが

困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。

(2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取りについては、次のとおりとする。

ア 変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、大量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置すること。

イ 危険物の流出量を小さくするために、1箇所の取扱い場所で複数の設備からの抜出しを同時に行わないこと。

(3) 移動タンク貯蔵所からの給油、注油等については、次のとおりとする。

ア 移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰替えを行う場合は、危政令第27条第6項第4号イ及びロを遵守するとともに、特に周囲の安全確保及び流出防止対策として次の事項に留意すること。

(ア) 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係がない者が立ち入れないための必要な措置を講ずること。

(イ) 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。

(ウ) 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。

(エ) ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。

(オ) 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では吹きこぼしが発生するおそれがあるので、吹きこぼし防止に細心の注意を払って給油すること。

イ 震災等により広範囲に渡って給油取扱所の再開の見込みが立たず、応急対応や被災地での生活を営む上で、移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られている場合においても、ガソリンは引火点がマイナス40度以下と非常に低く、静電気等の火花でも容易に着火する危険性があることや、可燃性蒸気が空気より重く広範囲に拡大

して滞留するおそれがあること等、二次災害の危険が大きいことから行わないこと。

5 事前協議

事業者等は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に消防局予防課と協議（以下「事前協議」という。）したうえで危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（以下「実施計画書」という。）正副 2 通を提出すること。

- (1) 実施計画書を提出した事業者等で実施計画書の内容を変更しようとする事業者等は、前項によること。
- (2) 実施計画書を提出した事業者等で次条第二号の表紙の内容を変更しようとする事業者等は、変更した表紙を提出すること。

6 実施計画書の作成に係る留意事項

実施計画書の作成に係る留意事項については、次のとおりとする。

- 一 実施計画書には、案内図、仮貯蔵・仮取扱い実施予定場所の構造図、敷地の見取り図、必要に応じ第 3 条及び前条に関する資料等を添付すること。
- 二 実施計画書は、実施計画書作成例 1 から 4 【別添 1 から 4】を活用し、作成するとともに、実施計画書の表紙【別添 5】に事業者等の住所、名称及び事業所担当部署、担当者名、連絡先等を記載し、添付すること。

7 実施計画書の保管等

実施計画書が提出された場合は収受後、消防長決裁し、「震災時等仮貯蔵・仮取扱い整理簿」【別添 6】及び「震災時仮貯蔵・仮取扱い台帳」【別添 7】に事業所住所・名称及び担当部署・担当者名・連絡先等の必要な事項を記載するとともに、震災時等に適切に対応できるよう当該実施計画書、「震災時等仮貯蔵・仮取扱い整理簿」及び「震災時仮貯蔵・仮取扱い台帳」を専用綴りに編さんし、適正に保管すること。

8 運用の適用

震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いが、安全で迅速かつ適正に実施できるように、地震等により本組合管内の広範囲が甚大な被害を受け、または危険物の供給が著しく停滞している場合で、消防長が本基準の運用により危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請手続きを行う必要があると認めた場合に適用する。

9 申請手続き

上記 8 により運用が適用された場合の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 実施計画書が提出されている事業者等からの仮貯蔵・仮取扱いの承認申請については、次によること。
- ア 通信手段が確保できる場合については、事業者等は電話等による申請とすることができる。
 - イ 通信手段の確保が困難な場合については、事業者等は通信手段が確保できた時点で、速やかに電話等による申請をすること。
 - ウ 電話等の申請により、仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の実施方法等を実施計画書の内容と照合し、相違がないことが確認された場合は、速やかに口頭により承認すること。
 - エ 口頭による承認後は、安全確認及び必要に応じ安全対策を指導すること。
 - オ 通信手段の確保が困難な場合で、事業者等の申請によらず、危険物の貯蔵・取扱いが行われていることを覚知した場合は、安全が確保されると認める場合については、必要に応じて的確な防火指導を行い、口頭により承認すること。
 - カ 電話等による仮貯蔵・仮取扱い申請事業者等に対して来庁等の対応が可能となった場合、速やかに危規則第 2 条に基づき「危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書」(危規則様式第 1 号)(以下「申請書」という。)正副 2 通を提出させ、同条第 2 項に規定する当該申請書の副本に承認印(危規則様式第 2 号)を押印し、必要な事項を記載して当該申請者に交付すること。
 - ク 経過及び必要な事項を「震災時等仮貯蔵・仮取扱い整理簿」に記載すること。
 - ケ 事業者等から提出された申請書に当該実施計画書及び当該「震災時等仮貯蔵・仮取扱い台帳」を添付し保管すること。
- (2) 実施計画書が提出されていない事業者への対応については、次のとおりとする。
- ア 実施計画書が提出されていない事業者等は、原則として危規則第 2 条の規定に基づくこととするが、実施計画書作成例に記載等の典型的な仮貯蔵・仮取扱いの場合は、次のとおりとする。
 - (ア) 事業者等から電話等による問い合わせに対し、安全対策及び実施計画書の作成を指導するとともに申請書及び実施計画書による申請を指示すること。
 - (イ) 申請書の提出の有無にかかわらず、安全確認及び必要に応じた安全対策を指導すること。

- (ウ) 申請書及び実施計画書（正副 2 通）による申請がなされた時点で内容を審査し、速やかに口頭による承認を行い、仮貯蔵・仮取扱い承認期間後においても当該申請書の副本に承認印を押印し、必要な事項を記載して当該申請者に交付すること。
 - (エ) 経過及び必要な事項を「震災時等仮貯蔵・仮取扱い整理簿」及び「震災時等仮貯蔵・仮取扱い台帳」に記載すること。
 - (オ) 申請書に当該実施計画書及び当該「震災時等仮貯蔵・仮取扱い台帳」を添付し保管すること。
- イ 消防長の承認を受けていない危険物の貯蔵・取扱いを覚知した場合の対応については、次のとおりとする。
- (ア) 安全対策指導を行い、安全が確保されると認められる場合は申請書及び実施計画書による申請を指示すること。
 - (イ) 事業者から申請書及び実施計画書（正副 2 通）による申請がなされた時点で内容を審査し、口頭による承認を行い、仮貯蔵・仮取扱い承認期間後においても当該申請書の副本に承認印を押印し、必要な事項を記載して当該申請者に交付すること。
 - (ウ) (ア)及び(イ)の経過及び必要な事項を「震災時等仮貯蔵・仮取扱い整理簿」及び「震災時等仮貯蔵・仮取扱い台帳」に記載すること。
 - (エ) 申請書に当該実施計画書及び当該「震災時等仮貯蔵・仮取扱い台帳」を添付し保管すること。
- (3) 危険物製造所等での臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、次のとおりとする。
- ア 臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが危険物施設の許可外危険物の貯蔵・取扱い及び利用方法が全く異なる設備等の利用等による場合は、次のとおりとする。
- (ア) 危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請が必要な場合については、(1)及び(2)により指導及び仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きをさせること。
 - (イ) 位置、構造、設備の変更を伴う場合については、変更許可申請又は資料提出書（危規則様式第 15 号）及び、火気を使用する軽微な変更工事を行うときは火気使用工事届出書（危規則様式第 16 号）を提出させること。
- イ 設備等が故障した場合に備えてあらかじめ準備された代替機器の使用や停電時における非常用電源や手動機器の活用等の場合については、次のとおりとする。
- (ア) 事前に変更許可申請により、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び

設備に関し、許可内容に内包すること。

(イ) 予防規程を定めなければならない危険物製造所等については業務継続の観点から、発災時の緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順、定期的な従業員に対する教育、対応訓練等に関する事項を予防規程及びこれに基づくマニュアル等に規定させること。

(4) 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いの可能性を有する事業者等については、次のとおりとする。

ア 少量危険物貯蔵、取扱所に該当する場合は、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び設備等について、予防規則第 18 条に基づき「少量危険物貯蔵・取扱届出書」(予防規則様式第 22 号) 正副 2 通を提出させること。

イ 事業者等には、2 から 4 の指導をすること。

10 再承認

震災時における仮貯蔵・仮取扱いが繰り返し行われる場合の再承認は特に必要と認められる場合とし、次の事項に留意すること。

一 再承認の際には、申請者に再度仮貯蔵・仮取扱いの承認申請を行わせること。

二 定期的に安全確保のための安全確認を行うこと。

承認期間内であっても、仮貯蔵・仮取扱いを行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去するよう指導すること。

三 再承認は、**2回**までとする。

ただし、災害による被害が著しい等、事業者等の理由書により消防長が特に認めた場合にはこの限りではない。この場合、承認期間は必要な期間に留め、平常時の危険物の貯蔵、取扱いに移行するよう指導すること。

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策
及び手続きの流れ

